第一級アマチュア無線技士「法規」試験問題

25問 2時間

A -	1 次の記述は、電波法及び電波法に基づく命令の規定の解釈に関する定義について、同法の規定に沿って掲げたものである。 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。													
			「電波」とは、 A 以下の周波数の電磁波をいう。 「無線電信」とは、電波を利用して、符号を送り、又は受けるための通信設備をいう。 「無線電話」とは、電波を利用して、 B を送り、又は受けるための通信設備をいう。 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電気的設備をいう。 「無線設備」とは、無線設備及び無線設備の C を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。 「無線従事者」とは、無線設備の D を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。											
	2		A 300 万ギガヘルツ 300 万ギガヘルツ	B 音声 音声		他の音響	C 管理 操作		≣ ■又はその1	管理				
			300 万メガヘルツ 300 万メガヘルツ	音声 音声		他の音響	管理 操作		≣ ■又はその!	監督				
A -			でに掲げる事項のう? 5選べ。	5、無線局	う の子	備免許の	際に総務え	大臣から指定	ごされる事:	項でな	ないものを、	電波法(の規定に照り	らし下の番号
	•	1	電波の型式及び周辺	皮数	2	呼出符号	3	空中線電力	. 4	運用	用許容時間	5	無線設備の	の設置場所
A -			マの記述のうち、無約 ^ら選べ。	泉局の免許	が拒	否される	事由に該当	当しないもの)を、電波	法及び	び無線局免討	午手続規則	則の規定に	照らし下の番
	 無線局の予備免許を受けた者が工事落成後の検査の結果について、不合格の判定を受けたとき。 無線局の免許の申請を審査した結果、電波法に定める審査基準に適合していないと認められるとき。 総務省令で定める工事設計の軽微な事項について変更を行ったが、届出をしなかったとき。 無線局の予備免許を受けた者が工事落成の期限経過後2週間以内に工事の落成の届出をしないとき。 													
A -			無線設備の変更の工事 Eめる場合を除き、る				•							よ、総務省令
	:		その工事が完了した総務大臣の検査を	受け、その	工事	の結果が	許可の内容	字に適合して	いると認	められ	れなければな		-	ならない。
		4	その工事の結果にご その工事の結果が誇		-						-	点検事業	者の点検を	受けなければ
	į		らない。 試験電波を発射し、	その電波	が正	常である。	ことを確言	忍しなければ	ばならない。	o				
A -			《の記述は、「スプリ)正しい組合せを下の					施行規則の 内の同じ記				ある。	人に 内に かんこう	入れるべき字
		ŧ≒	「スプリアス発射」。 うえないで低減する。 後射で情報の伝送の#	ことができ	るも	のをいい、	、高調波発	後射、 B	及び相互	変調	積を含み、)伝送に影響 司波数の電波
			Α	В										
			必要周波数帯 必要周波数帯	低調波発 低調波発		寄生発射								
			送信周波数帯 送信周波数帯	低調波発 寄生発射		寄生発射								

Α -	A - 6 次の記述は、電波の強度に対する安全施設について電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。									
	;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;	施行規則別表記 る場所に限る。 線局の無線設例 (1) 平均電力 (2) B 無 (3) 地震、台 に開設する (4) (1)から(3 の無線設備	第2号の2の2)に取扱者のほ 構については、る が A の無 無線局の無線設係 風、洪水、津波 無線局の無線設係 無線局の無線設係	(電波の強度の値の表)に定めか容易に出入りすることができこの限りでない。 線局の無線設備 調害、火災、暴動その他非常	る値を超える場所(人が通常、 ないように、施設をしなければの事態が発生し、又は発生するることが不合理であるものとし	密度をいう。以下同じ。)が電波法集合し、通行し、その他出入りすばならない。ただし、次に掲げる無いおそれがある場合において、臨時で総務大臣が別に告示する無線局				
		Α	В							
	1	1 ミリワッ	ト以下 固	定する						
	2	1 ミリワッ		動する						
		20 ミリワッ		定する						
	4	20 ミリワッ	下以下 移	動する						
A -				数の安定のための条件に関する 下の番号から選べ。	無線設備規則の規定について返	述べたものである。 内に入				
		周波数をその	の許容偏差内に約	維持するため、送信装置は、で	きる限り A の変化によっ	て B ものでなければならな				
	l	, l _o								
	7	周波数をその ならない。	の許容偏差内に	推持するため、発振回路の方式	は、できる限り <u>C</u> の変化	によって D しものでなければ				
		Α		В	С	D				
	1	電源電圧又		影響を受けない	外囲の温度若しくは湿度	発振周波数に影響を与えない				
	2	電源電圧又	は負荷 苦しくは湿度	発振周波数に影響を与えない	外囲の温度若しくは湿度 電源電圧又は負荷	影響を受けない 発振周波数に影響を与えない				
	3 4		らしくは述及 告しくは湿度	影響を受けない 発振周波数に影響を与えない		光脈向放数に影響を与えない影響を受けない				
A -			空中線の指向特別 組合せを下の番 ^り	生を定める事項について無線設 号から選べ。	備規則の規定に沿って述べたも	のである。 内に入れるべ				
	3	7.7	寺性は、次に掲げ 及び副輻射方向	ずる事項によって定める。						
			輻射の角度の幅							
		空中線を設置	T. /	旁にあるものであって <u>B</u>	の伝わる方向を C もの					
		Α	В	С						
	1	水平面	不要発射の電流							
		水平面	電波	乱す						
		垂直面 垂声面	不要発射の電流 電波	皮 乱す 遮る						
	4	垂直面	电/仪	声の						
A -	- 9 無線局は、相手局を呼び出そうとする場合において、他の通信に混信を与えるおそれがあるときは、無線局運用規則の規定によりどうしなければならないか、正しいものを下の番号から選べ。									

1 他の無線局から停止の要求がないかどうかに注意して呼出しをしなければならない。

4 呼出しにおける自局及び相手局の呼出符号の送信は、1回としなければならない。

2 できる限り短時間に呼出しを終わらせるようにしなければならない。

3 空中線電力を低下した後でなければ呼出しをしてはならない。

5 他の通信が終了した後でなければ呼出しをしてはならない。

	字句	刃の正しい組合せを下の番号	号から選べ。		
	()	t、この限りでない。 1) 免許状に A であ 2) 通信を行うため B	ること。]であること。		りるところによらなければならない。ただし、遭難通信について 又は 50 万円以下の罰金に処する。
	3	A 記載されたもの 記載されたもの 記載されたものの範囲内 記載されたものの範囲内	B 十分なもの 必要最小のもの 十分なもの 必要最小のもの	のま	I)の規定 見定 見定 I)の規定
A - 1		次の記述は、アマチュア局が 事項を無線局運用規則の規定 相手局の呼出符号 DE 自局の呼出符号 K		_	D特定の無線局を一括して呼び出そうとするとき、順次送信すべ 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。
	3 4	それぞれ1回 それぞれ2回以下 それぞれ2回以下 それぞれ3回以下	B 1 回 1 回 3 回以下 2 回以下 3 回		
A - 1		次の記述は、非常通信につい 号から選べ。	いて電波法の規定に沿っ	て述べた	ものである。 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の
	まいて		ができないか又はこれを	利用する	その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合にお ことが著しく困難であるときに人命の救助、 B 、交通通信
		Α	В	С	
	1	電気通信業務の通信	災害の救援		共給の確保
	2	電気通信業務の通信	電力の供給の確保	秩序の約	
		有線通信 有線通信	財貨の保全 災害の救援	電刀のは	共給の確保 財持
A - 1	3 ½				て述べたものである。 内に入れるべき字句の正しい組合
		A 電波の発射の停止を 総務大臣は、 の命令を受けたときは、その無線局に	命ずることができる。 受けた無線局からその発見 B させなければな	肘する電泳 らない。	るものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して なの質が総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受 で定めるものに適合しているときは、直ちに C しなければ
		Α	В		С
	1	3 箇月以内の期間を定めて	_	発射	その旨を通知
	2	3 箇月以内の期間を定めて			の停止を解除
	3	臨時に	電波を試験的に	没自士	
	4	臨時に	職員を派遣し検		の停止を解除 その旨を通知

A - 10 次の記述は、無線局を運用する場合の空中線電力について電波法の規定に沿って述べたものである。 内に入れるべき

	次の記述は、無線局の免 合せを下の番号から選べ		の規定に沿って述べたものである。 内に入れるべき字句の正しい					
ŧ	正当な理由がないのに 不正な手段により無線 規定による識別信号、周 無線局の運用の停止の 免許人が電波法又は放	、無線局の運用を引き続き 局の免許若しくは第 17 条の 波数等の指定の変更を行わ 命令又は運用許容時間、	無線設備の変更の工事、通信事項の変更等の許可を受け、又は第 19 条のせたとき。 B の制限に従わないとき。 C に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなく					
	A B	С						
1	3箇月 電波の型	式若しくは周波数 罰語	金以上の刑					
2	3箇月 周波数若	しくは空中線電力 懲役	分 刑					
3	6 箇月 電波の型	式若しくは周波数 懲役	设 刑					
4	6 箇月 周波数若	しくは空中線電力 罰金	金以上の刑					
	無線従事者が電波法若し けることがある処分を下		はこれらに基づく処分に違反したとき、電波法の規定により総務大臣から					
1	3 箇月以内の期間を定	めた無線設備の操作範囲の	制限					
2	6 箇月間の無線従事者							
3	6箇月間の業務の従事							
	無線従事者の解任命令							
5	無線従事者の免許の取	消し - Table						
A - 16 次の記述は、受信設備に対する監督について電波法の規定に沿って述べたものである。 内に入れるべき字句の正しい 組合せを下の番号か選べ。 総務大臣は、受信設備が副次的に発する A が他の無線設備の機能に B を与えるときは、その設備の C に対し、その障害を除去するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 A B C								
لر 1		В	С					
	Α	B 流 継続的かつ重大な	С					
1	A 電波若しくは高周波電	B 流 継続的かつ重大な	C 章害 所有者又は占有者 取扱者又は利用者					
1 2	A 電波若しくは高周波電 電波若しくは高周波電	B 流 継続的かつ重大な 流 重大な障害	C 章害 所有者又は占有者 取扱者又は利用者					
1 2 3 4 A - 17	A 電波若しくは高周波電 電波若しくは高周波電 電波 電波	B 統 継続的かつ重大な 流 重大な障害 継続的かつ重大な 重大な障害	C 章害 所有者又は占有者 取扱者又は利用者 章害 取扱者又は利用者					
1 2 3 4 A - 17 与	A 電波若しくは高周波電 電波若しくは高周波電 電波 電波 国際電気通信連合憲章に から選べ。 19,995kHz~20,010kI	B 流 継続的かつ重大な 流 重大な障害 継続的かつ重大な 重大な障害 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	C 章害 所有者又は占有者 取扱者又は利用者 章害 取扱者又は利用者 所有者又は占有者					
1 2 3 4 A - 17 号/	A 電波若しくは高周波電 電波若しくは高周波電 電波 電波 電波 国際電気通信連合憲章に から選べ。 19,995kHz~20,010kH 20,010kHz~21,000kH	B 流 継続的かつ重大な際 流 重大な障害 継続的かつ重大な 重大な障害 ・ 規定する無線通信規則の周 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	C 章害 所有者又は占有者 取扱者又は利用者 章害 取扱者又は利用者 所有者又は占有者					
1 2 3 4 A - 17 与 号7	A 電波若しくは高周波電 電波若しくは高周波電 電波 電波 国際電気通信連合憲章に から選べ。 19,995kHz~20,010kI 20,010kHz~21,000kI 21,000kHz~21,450kI	B 流 継続的かつ重大な 流 重大な障害 継続的かつ重大な 重大な障害 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	C 章害 所有者又は占有者 取扱者又は利用者 章害 取扱者又は利用者 所有者又は占有者					
1 2 3 4 A - 17 号7 1 2 3 4	A 電波若しくは高周波電電波若しくは高周波電電波 電波 電波 電波 国際電気通信連合憲章にから選べ。 19,995kHz~20,010kH 20,010kHz~21,000kH 21,000kHz~21,450kH	B 流 継続的かつ重大な 流 重大な障害 継続的かつ重大な 重大な障害 ・ 規定する無線通信規則の周 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	C 章害 所有者又は占有者 取扱者又は利用者 章害 取扱者又は利用者 所有者又は占有者					
1 2 3 4 A - 17 号7 1 2 3 4	A 電波若しくは高周波電 電波若しくは高周波電 電波 電波 国際電気通信連合憲章に から選べ。 19,995kHz~20,010kI 20,010kHz~21,000kI 21,000kHz~21,450kI	B 流 継続的かつ重大な 流 重大な障害 継続的かつ重大な 重大な障害 ・ 規定する無線通信規則の周 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	C 章害 所有者又は占有者 取扱者又は利用者 章害 取扱者又は利用者 所有者又は占有者					
1 2 3 4 A - 17 与 号7 1 2 3 4 5	A 電波若しくは高周波電電波若しくは高周波電電波電波 電波 電波 国際電気通信連合憲章にから選べ。 19,995kHz~20,010kH 20,010kHz~21,450kH 21,450kHz~21,450kH 21,450kHz~21,850kH 21,850kHz~21,924kH	B 流 継続的かつ重大な呼害 継続的かつ重大な呼害 重大な障害 ・規定する無線通信規則の周 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ではますのでは、 できます 所有者又は占有者 取扱者又は利用者 取扱者又は利用者 所有者又は占有者 所有者又は占有者 所有者又は占有者 が変数分配表において、アマチュア業務に分配されている周波数帯を下の番 ででである できます できます かいしょう かいがく かいがく かいがく かいがく かいがく かいがく かいがく かいがく					
1 2 3 4 A - 17 与 5 1 2 3 4 5 A - 18 が	A 電波若しくは高周波電電波若しくは高周波電電波 電波 電波 国際電気通信連合憲章にから選べ。 19,995kHz~20,010kHz ~21,000kHz~21,450kHz~21,450kHz~21,850kHz~21,924kHxの記述は、アマチュアる。	B 流 継続的かつ重大なで 重大な障害 継続的かつ重大なで 重大な障害 ・規定する無線通信規則の周 ・規定する無線通信規則の周 ・社と ・社と ・社と ・社と ・社と ・社と ・社と ・社と	でである者は、モールス字号によって文を正確に手送り送信し、及び正確はらない。ただし、関係主管庁は、専ら A 周波数を使用する局につ					
1 2 3 4 A - 17 与 5 1 2 3 4 5 A - 18 が	A 電波若しくは高周波電電波若しくは高周波電電波 電波 電波 国際電気通信連合憲章にから選べ。 19,995kHz~20,010kHz ~21,000kHz~21,450kHz~21,450kHz~21,850kHz~21,924kHxの記述は、アマチュアる。	B 流 継続的かつ重大なで 重大な障害 継続的かつ重大なで 重大な障害 ・規定する無線通信規則の周 ・対した。 ・がした。	でである者は、モールス字号によって文を正確に手送り送信し、及び正確はらない。ただし、関係主管庁は、専ら A 周波数を使用する局につ					
1 2 3 4 A - 17 与 5 1 2 3 4 5 A - 18 が	A 電波若しくは高周波電電波若しくは高周波電電波電波 電波 国際電気通信連合憲章にから選べ。 19,995kHz~20,010kHz~21,000kHz~21,450kHz~21,450kHz~21,850kHz~21,924kI 次の記述は、アマチュアる。 アマチュア局の機器をこ聴覚受信することがでいては、この要件を課すことでは、アマチュア	B 流 継続的かつ重大なで 重大なで害 継続的かつ重大なで 重大なで害 ・規定する無線通信規則の周 ・規定する無線通信規則の周 ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は	でである者は、モールス字号によって文を正確に手送り送信し、及び正確はらない。ただし、関係主管庁は、専ら A 周波数を使用する局につ					
1 2 3 4 A - 17 与 5 1 2 3 4 5 A - 18 が	A 電波若しくは高周波電電波若しくは高周波電電波 電波 電波 国際電気通信連合憲章にから選べ。 19,995kHz~20,010kH 20,010kHz~21,000kHz~21,450kH 2~21,850kH 2~21,850kH 21,850kHz~21,924kI 次の記述は、アマチュアる。 アマチュア局の機器をこ聴覚受信することがでいては、この要件を課す主管庁は、アマチュア	B 総続的かつ重大なで 重大なで害 継続的かつ重大なで 重大なで害 と規定する無線通信規則の周 は はと はと はと はと はと はと はと にとを要しない。 にことを要しない。 にこの機器の操作を希望する。 の機器の操作を希望する。 の機器の操作を希望する。	でである者は、モールス字号によって文を正確に手送り送信し、及び正確はらない。ただし、関係主管庁は、専ら A 周波数を使用する局につ					
1 2 3 4 A - 17 与 1 2 3 4 5 A - 18 が	A 電波若しくは高周波電電波若しくは高周波電電波電波 電波 国際電気通信連合憲章にから選べ。 19,995kHz~20,010kHz~21,000kHz~21,450kHz~21,450kHz~21,850kHz~21,924kI 次の記述は、アマチュアる。	B 継続的かつ重大なできる無続的かつ重大なできる無線通信規則の周辺を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	でである者は、モールス字号によって文を正確に手送り送信し、及び正確はらない。ただし、関係主管庁は、専ら A 周波数を使用する局につ					
1 2 3 4 A - 17 与 1 2 3 4 5 A - 18 5	A 電波若しくは高周波電電波若しくは高周波電電波 電波 電波 国際電気通信連合憲章にから選べ。 19,995kHz~20,010kH 20,010kHz~21,000kHz~21,450kH 2~21,850kH 2~21,850kH 21,850kHz~21,924kI 次の記述は、アマチュアる。 アマチュア局の機器をこ聴覚受信することがでいては、この要件を課す主管庁は、アマチュア	B 総続的かつ重大なで 重大なで害 継続的かつ重大なで 重大なで害 と規定する無線通信規則の周 は はと はと はと はと はと はと はと にとを要しない。 にことを要しない。 にこの機器の操作を希望する。 の機器の操作を希望する。 の機器の操作を希望する。	でである者は、モールス字号によって文を正確に手送り送信し、及び正確はらない。ただし、関係主管庁は、専ら A 周波数を使用する局につ					

	A - 19 次の記述は、許可書に関する国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定について述べたものである。 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。									
	体においても、 A こと	こができない。		可書がなければ、個人又はいかなる団						
	る場合には、受信することで には、これを再生し、第三者		通信の傍受を禁止すること及び 的にも使用してはならず、その	更に許可書には、局が受信機を有すこのような通信を偶然に受信した場合 c さえも漏らしてはならないこ						
			-							
	A	B	C							
	1 設置し、又は運用する 2 設置し、又は運用する	電気通信の秘密 無線通信規則の規定	存在 内容							
	3 運用する	電気通信の秘密	内容							
	4 運用する	無線通信規則の規定	存在							
A - 20		務について国際電気通信連合 の正しい組合せを下の番号が		規定に沿って述べたものである。						
	憲章、条約及び無線通信規 A が許す限り B	規則のすべての一般規定は、 のないものでなければなら		周波数の発射は、この種の局について						
	アマチュア局は、その伝	送中 C 自局の呼出符号	を伝送しなければならない。							
	Α	В	С							
	1 技術開発の状況	安定でスプリアス発射	短い間隔で							
	2 技術開発の状況	狭帯域で変動	30 分ごとに							
	3 送信装置の特性4 送信装置の特性	安定でスプリアス発射 狭帯域で変動	必要により随時 短い間隔で							
	5 無線設備の保守状況	スプリアス発射	30 分ごとに							
B - 1										
٠ .	次に掲げる電波利用料に関	9 6記述のつち、電波法の規	定に照らし正しいものを1、誤	っているものを2として解答せよ。						
١	ア 電波利用料とは、次に掲げ行う事務の処理に要する費用	ずる事務その他の電波の適正 用の財源に充てるために免許	な利用の確保に関し総務大臣が 人が負担すべき金銭をいう。	っているものを2として解答せよ。 無線局全体の受益を直接の目的として						
	ア 電波利用料とは、次に掲げ行う事務の処理に要する費用(1) 電波の監視及び規正並	ずる事務その他の電波の適正 用の財源に充てるために免許 びに不法に開設された無線局	な利用の確保に関し総務大臣が 人が負担すべき金銭をいう。							
	ア 電波利用料とは、次に掲げつ事務の処理に要する費用(1) 電波の監視及び規正並(2) 総合無線局管理ファイ(3) 電波のより能率的な利結果の分析	ずる事務その他の電波の適正 用の財源に充てるために免許 びに不法に開設された無線局 ルの作成及び管理 │用に資する技術を用いた無約	な利用の確保に関し総務大臣が 人が負担すべき金銭をいう。 3の探査							
	ア 電波利用料とは、次に掲げたう事務の処理に要する費用(1) 電波の監視及び規正並(2) 総合無線局管理ファイ(3) 電波のより能率的な利益果の分析(4) 特定周波数変更対策業	ずる事務その他の電波の適正 用の財源に充てるために免許 びに不法に開設された無線局 ルの作成及び管理 用に資する技術を用いた無線	な利用の確保に関し総務大臣が 人が負担すべき金銭をいう。 の探査 泉設備について無線設備の技術基	無線局全体の受益を直接の目的として 基準を定めるために行う試験及びその						
	ア 電波利用料とは、次に掲げつ事務の処理に要する費用(1) 電波の監視及び規正並(2) 総合無線局管理ファイ(3) 電波のより能率的な利益果の分析(4) 特定周波数変更対策業イ 免許人(包括免許人を除内及びその後毎年その免許(30日以内に、当該無線局の対	ずる事務その他の電波の適正 用の財源に充てるために免許 びに不法に開設された無線局 ルの作成及び管理 開に資する技術を用いた無約 務 く。) は、除外規定がある場合 の日に応当する日(応当する	な利用の確保に関し総務大臣が 人が負担すべき金銭をいう。 の探査 泉設備について無線設備の技術基 合を除き、電波利用料として、無 の日がない場合は、その翌日。以	無線局全体の受益を直接の目的として						
	ア 電波利用料とは、次に掲げつ事務の処理に要する費用(1) 電波の監視及び規正並(2) 総合無線局管理ファイ(3) 電波のより能率的な利益果の分析(4) 特定周波数変更対策業イ 免許人(包括免許人を除内及びその後毎年その免許(30日以内に、当該無線局のあらない。 ウ 免許人(包括免許人を除	ずる事務その他の電波の適正用の財源に充てるために免許びに不法に開設された無線局ルの作成及び管理 用に資する技術を用いた無線務 く。) は、除外規定がある場合の日に応当する日(応当する	な利用の確保に関し総務大臣が 人が負担すべき金銭をいう。 別の探査	無線局全体の受益を直接の目的として 基準を定めるために行う試験及びその な場局の免許の日から起算して30日以 下「応当日」という。)から起算して						
	ア 電波利用料とは、次に掲げつ事務の処理に要する費用(1) 電波の監視及び規正並(2) 総合無線局管理ファイ(3) 電波のより能率的な利益果の分析(4) 特定周波数変更対策業イ 免許人(包括免許人を除内及びその後毎年その免許(30日以内に、当該無線局のあらない。 ウ 免許人(包括免許人を除ることができる。 エ 無線局を廃止した場合は、次に関いている。	ずる事務その他の電波の適正用の財源に充てるために免許びに不法に開設された無線局ルの作成及び管理 用に資する技術を用いた無線 移 く。)は、除外規定がある場合の日に応当する日(応当する免許の日又は応当日から始まく。)は、電波利用料を納める。	な利用の確保に関し総務大臣が 人が負担すべき金銭をいう。 別の探査	無線局全体の受益を直接の目的として 基準を定めるために行う試験及びその は線局の免許の日から起算して30日以 下「応当日」という。)から起算して 法に定める金額を国に納めなければな						
	ア 電波利用料とは、次に掲げつ事務の処理に要する費所(1) 電波の監視及び規正並(2) 総合無線局管理ファイ(3) 電波のより能率的な利結果の分析(4) 特定周波数変更対策業イ 免許人(包括免許人を除内及びその後毎年その免許(30日以内に、当該無線局のらない。 ウ 免許人(包括免許人を除ることができる。 エ 無線局を廃止した場合は、される。	ずる事務その他の電波の適正用の財源に充てるために免許びに不法に開設された無線局ルの作成及び管理 開に資する技術を用いた無線務 く。)は、除外規定がある場合の日に応当する日(応当する免許の日又は応当日から始まく。)は、電波利用料を納め 前納した電波利用料の金額	な利用の確保に関し総務大臣が 人が負担すべき金銭をいう。 別の探査	無線局全体の受益を直接の目的として 基準を定めるために行う試験及びその は線局の免許の日から起算して30日以 下「応当日」という。)から起算して 法に定める金額を国に納めなければな 以後の期間に係る電波利用料を前納す						
	ア 電波利用料とは、次に掲げつ事務の処理に要する費所(1) 電波の監視及び規正並(2) 総合無線局管理ファイ(3) 電波のより能率的な利益果の分析(4) 特定周波数変更対策業イ 免許人(包括免許人を除内及びその後毎年その免許(30日以内に、当該無線局の治らない。 ウ 免許人(包括免許人を除ることができる。 エ 無線局を廃止した場合は、される。オ 無線局の免許申請手数料をを要しない。	ずる事務その他の電波の適正用の財源に充てるために免許びに不法に開設された無線局ルの作成及び管理 用に資する技術を用いた無線 8	な利用の確保に関し総務大臣が 人が負担すべき金銭をいう。 別の探査	無線局全体の受益を直接の目的として 基準を定めるために行う試験及びその は線局の免許の日から起算して30日以、下「応当日」という。)から起算して 法に定める金額を国に納めなければな 以後の期間に係る電波利用料を前納す の免許の有効期間の日額分の額が還付 間については、電波利用料を納めるこ						
	ア 電波利用料とは、次に掲げ行う事務の処理に要する費所(1) 電波の監視及び規正並(2) 総合無線局管理ファイ(3) 電波のより能率的な利結果の分析(4) 特定周波数変更対策業イ 免許人(包括免許人を除り及びその後毎年その免許(30日以内に、当該無線局の決ちない。 ウ 免許人(包括免許人を除ることができる。 エ 無線局を廃止した場合は、される。オ 無線局の免許申請手数料とを要しない。	ずる事務その他の電波の適正用の財源に充てるために免許びに不法に開設された無線局ルの作成及び管理 用に資する技術を用いた無線 の日に資する技術を用いた無線 の日に応当する場合の日文は応当日から始まる。)は、電波利用料を納める。)は、電波利用料の金額を納付した者は、当該無線局を納付した者は、当該無線局にし、	な利用の確保に関し総務大臣が 人が負担すべき金銭をいう。 別の探査 泉設備について無線設備の技術を 会を除き、電波利用料として、無 の日がない場合は、その翌日。以 る各1年の期間について、電波 るときには、その翌年の応当日に のうち、日割り計算による残余にの免許の日から始まる1年の期 は施行規則の規定について述べた は、同じ字句を示す。	無線局全体の受益を直接の目的として 基準を定めるために行う試験及びその は線局の免許の日から起算して30日以、下「応当日」という。)から起算して法に定める金額を国に納めなければな 以後の期間に係る電波利用料を前納すの免許の有効期間の日額分の額が還付 間については、電波利用料を納めるこ さものである。 内に入れるべき						
	ア 電波利用料とは、次に掲げ行う事務の処理に要する費所(1) 電波の監視及び規正並(2) 総合無線局管理ファイ(3) 電波のより能率的な利益果の分析(4) 特定周波数変更対策業イクを許人(包括免許人を除りない。 ウ 免許人(包括免許人を除ることができる。 エ 無線局を廃止した場合は、される。オ 無線局の免許は、「周波数の許容になった。」 次の記述は、「周波数の許容によって、「周波数の許容偏差」とは、「周波数の許容偏差」とは、「周波数の許容偏差」とは、「周波数の許容偏差」とは、「周波数の許容によって、「周波ないようによって、「周波ないない」 (1) は、「周波ないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	ずる事務その他の電波の適正用の財源に充てるために免許びに不法に開設された無線局ルの作成及び管理 用に資する技術を用いた無線 別の作成及び管理 日に資する技術を用いた無線 別は、除外規定がある場合の日又は応当日から始まる。)は、電波利用料を納める。)は、電波利用料の金額を納付した者は、当該無線局を納付した者は、当該無線局によって責する周波によって占有する周波に対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	な利用の確保に関し総務大臣が 人が負担すべき金銭をいう。 別の探査 泉設備について無線設備の技術を を除き、電波利用料として、無い らる各1年の期間について、電波 るときには、その翌年の応当日に のうち、日割り計算による残余にの の免許の日から始まる1年の期 は施行規則の規定について述べた は、同じ字句を示す。 数帯の「ア」の周波数の「イ 割波数からの許容することができ	無線局全体の受益を直接の目的として 基準を定めるために行う試験及びその は線局の免許の日から起算して30日以、下「応当日」という。)から起算して法に定める金額を国に納めなければな 以後の期間に係る電波利用料を前納すの免許の有効期間の日額分の額が還付 間については、電波利用料を納めるこ まものである。 内に入れるべき						

					•	とその意	意義	との組合せ	せが、無約	恴	運用規則の規定に照らし対応し	て
イ ウ エ	QRN? QRO? QRS?	こちら(こちら) こちら(の伝送は、混信 は、送信機の電 は、もっとおそ	を受ける 力を減少 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	ていますか 少しましょ しましょう	うか。 っか。						
-	-											th
オーウーエーオ	前の氏名及びその 外国政府が付与 係名を記載して 無線従事者の選 一定の期間ごとに 無線従事者の選 職して所轄総合 無線従事者の選	が証明書である資料である資料では で、所轄総合 選任又は に取りまで 選任又は に で、通信局 に 選任又は に に に に に に に に に に に に に に に に に に に	の番号を記載し 各を有する者に 合通信局長(沖 解任があった場 とめて所轄総合 解任があった場 長(沖縄総合通 解任があった場	で所轄終 でいて近 の縄総合が 語合は、記 通信局 記 語合は、記 語言事務所	総合通信局 選任又は解 通信事務所 その無線従 長(沖縄総 屋滞なく、 所長を含む	長(沖絡) 任がある 長を含む 事者のほ 高直の原 のに届	縄たい 氏解 けい 名務紙	合通信事務 場合は、近) に届け出 及び資格を 所長を含む にその無総 出る。	条所長を含 室滞なく、 る。 をその都度 い。)に届 泉従事者の	お道無け氏	。) に届け出る。 官の用紙にその者の氏名及びそ 線業務日誌等適宜の用紙に記載 出る。 :名及び無線従事者免許証の番号	その 哉し、 号を
						信連合語	章	に規定する	5無線通信	詩規	則の規定について述べたもので	<u>:</u> あ
-						は、業務の	の性	上可能 相	な場合に	ţ,	ウ のアンテナの エ	を
	無指向性 効率的				7./							
	い アイウエオ だ ア イ ウ エ オ こる で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で	いる アイウエオ ば ア イ ウ エ オ あ で 1 の Q Q Q Q Q Q Q Q Q Q Q Q Q Q Q Q Q Q Q	いるものを 1、対応していた	いるものを 1、対応していないものを 2 と	○ (できる できる できる 限) できる 限) できる 限り 利用して、 対応していないものを 2 として解答 で の できる 限り利用して、 対応していないものを 2 として解答 で の できる 限り利用して、 対応していないものを 2 として解答 で の は の できる 限り利用して、 対応していないものを 2 として解答 で の は の できる 限り利用して、 対応していないが、 対応しているの ができる 限り利用して、 対応しているが がった は の がらの できる 限り利用して、 対応している がらの できる 限り利用して、 対応している がらの できる 限り利用して、 対応していないがあった の できる 限り利用して、 対応しているがあったのできる 限り利用して、 対応しているがあったのできる アースは 不要な方向へのできる 限り利用して、 対応しているがある。	いるものを 1、対応していないものを 2 として解答せよ。 Q符号 意義 P QRH? こちらの周波数は、変化しますか。 イ QRN? こちらの伝送は、混信を受けていますが ウ QRO? こちらは、送信機の電力を減少しましょう エ QRS? こちらは、もっとおそく送信しましょう オ QRU? そちらは、こちらへ伝送するものがあり 社団のアマチュア局の免許人は、無線従事者又は外国政府 ばならないか、電波法及び電波法施行規則の規定により正し P 外国政府が付与する資格を有する者について選任又は解 者の氏名及びその証明書の番号を記載して所轄総合通信局 イ 外国政府が付与する資格を有する者について選任又は解 資格名を記載して所轄総合通信局長(沖縄総合通信局長(沖縄総合通信局局長(沖縄総合通信局局長(沖縄総合通信局局長(沖縄総合通信局局長(沖縄総合通信局局長(沖縄総合通信局局長(沖縄総合通信局局長(沖縄総合通信局局長(沖縄総合通信局局長(沖縄総合通信局局長(沖縄総合通信局局長(沖縄総合通信局局長(沖縄総合通信局局長(沖縄総合通信局局長(沖縄総合通信局局長(沖縄総合通信局局長(沖縄総合通信事務所長を含む) ま 無線従事者の選任又は解任があった場合は、できる限り 事務所長を含む。)に連絡する。 次の記述は、混信を避けるための措置に関する国際電気通る。 内に入れるべき字句を下の番号から選べ。 不要な方向への ア 又は不要な方向からの イ にできる限り利用して、オ にしなければならない。 1 無指向性 2 呼出し 3 利点	□ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	口できるでは、対応していないものを2として解答せよ。 「会性のでは、対応していないものを2として解答せよ。 「会性のでは、対応していないものを2として解答せよ。 「会性のでは、できるのに、できるのに、できるでは、これは、できるでは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これ	□ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ Q符号 意義 ア Q R H ? こちらの周波数は、変化しますか。 イ Q R N ? こちらの伝送は、混信を受けていますか。 ウ Q R O ? こちらは、送信機の電力を減少しましょうか。 エ Q R S ? こちらは、せらさまるく、送信しましょうか。 オ Q R U ? そちらは、こちらへ伝送するものがありますか。 付 Q R U ? そちらは、こちらへ伝送するものがありますか。 社団のアマチュア局の免許人は、無線従事者又は外国政府が付与する資格を有する者を選ばならないか、電波法及び電波法施行規則の規定により正しいものを 1、誤っているものをびならないか、電波法及び電波法施行規則の規定により正しいものを 1、誤っているものをがあらないが、電波法及び電波法施行規則の規定により正しいものを 1、誤っているものをがあらないが、電波法及び電波法施行規則の規定により正しいものを 1、誤っているものをがあられている。 ア 外国政府が付与する資格を有する者について選任又は解任があった場合は、遅滞なく、資格名を記載して所轄総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)に届け出る。 カ 無線従事者の選任又は解任があった場合は、遅滞なく、適宜の用紙にその無線従事者の記載して所轄総合通信局長(沖縄総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)に届け出る。 エ 無線従事者の選任又は解任があった場合は、できる限り速やかにその無線従事者の氏任事務所長を含む。)に連絡する。 次の記述は、混信を避けるための措置に関する国際電気通信連合憲章に規定する無線通信る。 内に入れるべき字句を下の番号から選べ。 不要な方向への ア 又は不要な方向からの イ は、業務の性質上可能な場合にできる限り利用して、オ にしなければならない。	○ Q符号 意義 ア Q R H ? こちらの周波数は、変化しますか。 イ Q R N ? こちらの伝送は、混信を受けていますか。 ウ Q R O ? こちらは、送信機の電力を減少しましょうか。 エ Q R S ? こちらは、せっとおそく送信しましょうか。 オ Q R U ? そちらは、こちらへ伝送するものがありますか。 付 Q R U ? そちらは、こちらへ伝送するものがありますか。 オ Q R U ? そちらは、こちらへ伝送するものがありますか。 対 Q R U ? そちらは、こちらへ伝送するものがありますか。 対 ならないか、電波法及び電波法施行規則の規定により正しいものを 1、誤っているものを 2 ア 外国政府が付与する資格を有する者について選任又は解任があった場合は、遅滞なく、無者の氏名及びその証明書の番号を記載して所轄総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)に届け出る。 カ 無線従事者の選任又は解任があった場合は、その無線従事者の氏名及び資格をその都度無一定の期間ごとに取りまとめて所轄総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)に届け出る。 無線従事者の選任又は解任があった場合は、遅滞なく、適宜の用紙にその無線従事者の氏記載して所轄総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)に届け出る。 カ 無線従事者の選任又は解任があった場合は、できる限り速やかにその無線従事者の氏名を事務所長を含む。)に連絡する。 次の記述は、混信を避けるための措置に関する国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規る。	Q符号 意義 7 QRH? こちらの周波数は、変化しますか。 イ QRN? こちらの伝送は、混信を受けていますか。 ウ QRO? こちらは、送信機の電力を減少しましょうか。 エ QRS? こちらは、さらとおくく送信しましょうか。 オ QRU? そちらは、こちらへ伝送するものがありますか。 社団のアマチュア局の免許人は、無線従事者又は外国政府が付与する資格を有する者を選任又は解任した場合、どうしなけばならないか、電波法及び電波法施行規則の規定により正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。 7 外国政府が付与する資格を有する者について選任又は解任があった場合は、遅滞なく、無線局事項書の用紙の該当欄にそ者の氏名及びその証明書の番号を記載して所轄総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)に届け出る。 イ 外国政府が付与する資格を有する者について選任又は解任があった場合は、遅滞なく、適宜の用紙にその者の氏名及びそ資格をを記載して所轄総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)に届け出る。 つ 無線従事者の選任又は解任があった場合は、その無線従事者の氏名及び資格をその都度無線業務日誌等適宜の用紙に記載一定の期間ごとに取りまとめて所轄総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)に届け出る。 エ 無線従事者の選任又は解任があった場合は、遅滞なく、適宜の用紙にその無線従事者の氏名及び無線従事者の民名及び無線従事者の選任又は解任があった場合は、遅滞なく、適宜の用紙にその無線従事者の氏名及び無線従事者免許証の番号記載して所轄総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)に同け出る。 エ 無線従事者の選任又は解任があった場合は、できる限り速やかにその無線従事者の氏名を所轄総合通信局長(沖縄総合通事務所長を含む。)に連絡する。 次の記述は、混信を避けるための措置に関する国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定について述べたものでる。 内に入れるべき字句を下の番号から選へ。 不要な方向への ア 又は不要な方向からの イ は、業務の性質上可能な場合には、ウ のアンテナの エ できる限り利用して、オ にしなければならない。